



アスパラガスの自動収穫ロボット



農薬散布ドローンの操縦講習会に臨んだ農業高校等の学生たち

イ 感染拡大の防止や食料安定供給への対応

(食料品の供給状況についての情報発信等を実施)

農林水産省は、国民に対し、食料品の供給状況等の情報を提供するため、令和 2(2020)年 3 月、農林水産省 Web サイトに新型コロナウイルス感染症に関する特設ページを開設したほか、MAFF アプリや、SNS、動画共有サービス等の様々なチャンネルを活用し、情報発信に努めました。

同年 3 月からは、小売業団体や食品メーカーから食料品の供給状況をヒアリングし、その内容を Web サイト上で情報発信しました。また、同月下旬に、一時的に米やパスタ、冷凍食品等の一部の食料品で欠品や品薄が発生したことを受け、国民へ落ち着いた購買行動を呼びかけるとともに、食品関連事業者に対して、食料品の円滑な供給を行うよう要請しました。

同年 4 月には、主食である米と小麦は十分な備蓄をしており、供給不足の懸念がないことや、海外からの輸入に依存している穀物等に関し、物流への影響、市場価格の動向等について商社等と情報交換を実施の上、海外からの輸入に滞りがないこと等、我が国における穀物等の輸入の現状について Web サイト上で情報発信しました。

このほか、同月からは、農林漁業者・食品関連事業者向けの新型コロナウイルス感染症に対する支援策を取りまとめ、Web サイト上で情報発信しました。さらに、同年 10 月から、感染リスクを高める「5 つの場面」や外食をする時の「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」等、感染対策の徹底を呼びかけました。



国民へメッセージを発信する農林水産大臣



会食の際に感染リスクを下げる工夫を呼びかけるポスター

資料：農林水産省作成

(事業継続等のための基本的なガイドラインの策定や、所管団体等による業種別ガイドラインの作成を支援)

農林水産省は、国民への食料の供給を継続的に行うため、令和2(2020)年3月に、農林漁業者や食品関連事業者等に向けての「新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を策定し、予防対策の徹底を要請するとともに、当該ガイドラインに則して、感染者が発生した場合を想定した業務継続支援体制の構築や業務マニュアルの作成等を呼びかけました。

また、同年5月に、政府対策本部において新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改訂されたこと等を受け、各事業者及び関係団体が社会経済活動と感染拡大防止の両立に向けて、感染拡大予防ガイドライン(以下「業種別ガイドライン」という。)を策定することになり、農林水産省の所管団体等においても、自主的な感染防止の取組を進めるための業種別ガイドラインを策定しました。農林水産省は、同年3月に策定した「新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を踏まえ、所管団体等に対して業種別ガイドラインの作成のための指導・助言を行うとともに、農林水産省ホームページで所管団体等が作成した業種別ガイドラインを紹介しています。

ウ 今後の対応に向けて

新型コロナウイルス感染症の拡大により食料・農業・農村に影響が生じたことは、食料供給に影響を及ぼすリスクが多様化していることを示しています。

食料の安定供給は、国の最も基本的な責務の一つであり、国内の農業生産の増大に向け、食料自給率¹の向上や食料安全保障の強化への期待はますます高まっています。

このため、国は、今後も新型コロナウイルス感染症による影響の緩和に取り組むとともに、感染の発生状況等を注視し、必要な対応を行っていくこととしています。

¹ 用語の解説3(1)を参照